

なぜ、自治基本条例が必要なのか？ ～ 条例の専門家による勉強会を開催しました ～

自治基本条例とは？

この条例は、まちづくりの理念や原則、住民参加の仕組みやルールなどが定められるものです。美瑛町にも「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」がありますが、15年以上も前に作られているため、これからのまちづくりをもっとよくするための見直しを検討しています。



現行条例の条文はこちら ⇒

前号までのおさらい

私たち専門部会（11名）では、5回にわたり次のことについて、真剣に話し合いました。

- ① 町民と役場のあいだのコミュニケーションについて
- ② まちづくりに町民が参加することについて



「美瑛町がこうなってほしい！」という率直な想いを部会員同士で語り合うことができましたが、今まで条例に触れる機会があまりなかった私たちは大きな壁にぶつかりました。

- ◎ みんなの意見にズレが生じてまとめきれない！
- ◎ みんなの考えを条例づくりにどう生かすかわからない！
- ◎ 専門部会員だけの条例検討には限界がある！



専門家による勉強会の様子

専門家による勉強会を開催しました！（3月4日）

そこで私たちは、条例の専門家の方に教を乞う機会をつくることにしました。ご指導いただいたのは、これまで道内の数多くの自治体で、自治基本条例の策定に携わっている「NPO法人 公共政策研究所 理事長 水澤 雅貴 さん」です。

水澤先生からのお話は1時間以上にも及びましたが、参加した部会員の皆さんからは「他自治体の事例（成功例・失敗例）も踏まえたお話がとてもわかりやすかった！」「目の前の霧が晴れてスッキリした気分です！」などの声が聞かれ、今後の専門部会をどのように進めていくべきなのか、少し見えてきたような気がしました。

なぜ、自治基本条例が必要かという・・・

- 💡 地域のことは地域で決めることが大切です！
- 💡 公共（地域社会と町政）は議会と行政だけでは担えません！
- 💡 町民主体の自治が進まないと、地域社会の担い手がいなくなります！

条例を作っていくときの注意点は・・・

- 💡 美瑛町がこうありたいとの思いだけで、具体がない条例にしない！
- 💡 条例を作りっぱなしにしない仕組みをつくること！ など

水澤先生からのお話

次号は3月下旬に開催した「角和町長との懇談会」や、議会議員・町職員も対象とした「専門家による講演会」などの模様をお伝えします。

問合せ先： 美瑛町まちづくり推進課
この取り組みに対する町民の皆さまのご意見、ご質問をお寄せください。
【☎92-4330 ✉machi@town.biei.hokkaido.jp】

自治基本条例（仮称）策定専門部会の議事内容は、町ホームページに公開しています。

文字 拡大 縮小 元に戻す 配色 青 黄 黒 標準 Google カスタム検索 Foreign Language

町ホームページトップ画面「自治基本条例」で検索

【<http://town.biei.Hokkaido.jp/administration/administration/committee.html>】

